

(公印省略)  
伊監第19号  
令和3年4月27日  
(2021年)

様

伊丹市監査委員 堀口 明伸

伊丹市監査委員 高塚 伴子

### 監査結果報告に対する措置通知報告について

地方自治法第199条第9項の規定に基づく定期監査結果報告に対し、同条第14項の規定により講じた措置の通知がありましたので、次のとおり報告します。

#### 記

1 監査の種別

定期監査

(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

2 監査の対象部局

市民自治部 共生推進室 同和・人権推進課、国際・平和課、人権啓発センター  
都市交通部 交通政策室 都市安全企画課、交通政策課  
教育委員会事務局 人権教育室 人権教育担当

3 措置を講じた部局

市民自治部 共生推進室 同和・人権推進課、国際・平和課、人権啓発センター  
都市交通部 交通政策室 都市安全企画課、交通政策課(旧 都市安全企画課分)

※ 交通政策課が講じた措置は、令和3年4月1日付けで都市安全企画課から交通政策課へ事務分掌が変更した中心市街地駐車場、自転車駐車場に関する指摘事項に対する措置である。

教育委員会事務局 人権教育室 人権教育担当

4 監査の期間

令和3年(2021年)1月15日～令和3年(2021年)3月24日

5 監査結果提出日

令和3年(2021年)4月13日

6 措置の内容

別紙令和3年(2021年)4月16日付け伊市共同第59号、令和3年(2021年)4月15日付け伊交交都第126号、令和3年(2021年)4月20日付け伊教委人第27号の回答文書のとおりです。

(公印省略)  
伊市共同第59号  
令和3年4月16日  
(2021年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 高塚 伴子 様

伊丹市長 藤原 保幸

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

市民自治部 共生推進室 同和・人権推進課、国際・平和課、人権啓発センター

2 措置を講じた部局

市民自治部 共生推進室 同和・人権推進課、国際・平和課、人権啓発センター

3 監査の種別

定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査）

4 監査の期間

令和3年(2021年)1月15日～令和3年(2021年)3月24日

5 措置の内容

別紙のとおり

## 監査結果に対する措置について

市民自治部 共生推進室 同和・人権推進課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 収入事務について</p> <p>(1) 行政財産目的外使用料の減免について</p> <p>女性・児童センターに設置されていた自動販売機（令和2年12月1日付け閉館により撤去済み）は、自動販売機設置事業者に対して行政財産の目的外使用を許可し、使用料を徴収していました。</p> <p>女性・児童センターは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月1日から5月22日までの計52日間休館したことから、休館した日数分の行政財産目的外使用料を減免しましたが、計算に誤りがあり、減免額が過大になっていました。</p> <p>再度確認の上、精算処理を行ってください。</p>	<p>ご指摘の件については、計算根拠を確認し、減免額が26円過大であったため、減免決定通知書（修正）の送付を行った上で事業者へ説明し、還付金の返還について了承を得て精算処理しました。</p>

監査結果に対する措置について

市民自治部 共生推進室 国際・平和課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p><b>1 支出事務について</b></p> <p><b>(1) 国際・平和交流協会補助金の交付手続について</b></p> <p>国際・平和交流協会補助金は、伊丹市国際・平和交流協会補助金交付要綱に基づき、交付しています。要綱第4条には「補助金交付申請書に添付書類を添えて、当該年度の6月30日までに市長に提出しなければならない。」と規定されています。</p> <p>平成31年度の申請書を確認したところ、令和元年8月26日付けで提出されており、要綱に規定された期限内に提出されていませんでした。また、文書管理上の收受の手続も行われていませんでした。</p> <p>今後は、要綱に基づき、規定された期限内に申請書の提出を求め、適切な事務処理を行ってください。</p> <p><b>2 財産管理について</b></p> <p><b>(1) 平和の鐘カリヨンコンサート実行委員会の事務局の根拠について</b></p> <p>平和の鐘カリヨンコンサート実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、毎年、伊丹市と共催で平和の鐘カリヨンコンサートを実施し、国際・平和課は、事務局として、会計事務等を行っています。この実行委員会は、伊丹市国際・平和交流協会と伊丹ユネスコ協会の会員で構成され、会則は策定されていませんでした。そのため、国際・平和課職員が、会計事務等を行</p>	<p>ご指摘の件については、今後、要綱に基づき、規定された期限内の申請書提出を当該団体に求めるとともに、適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p>平和の鐘カリヨンコンサートは、2つの協会の共催事業であり、各協会の会則に基づき、当課がそれぞれの協会の事務を行った認識でしたが、会計処理等を実行委員会名で行っていたため、ご指摘のとおり、事務根拠が不明瞭となりました。今後、事業の位置づけを整理し、市が事務を行う根拠が明</p>

## 監査結果に対する措置について

市民自治部 共生推進室 国際・平和課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>う根拠が不明確な状態でした。責任の所在を明らかにする点からも、国際・平和課が事務局を担う根拠を明確にしてください。</p>	<p>確になるよう、改善いたします。</p>

## 監査結果に対する措置について

市民自治部 共生推進室 人権啓発センター

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p><b>1 収入事務について</b></p> <p><b>(1) 人権啓発センター専用使用料について</b></p> <p>人権啓発センターの専用使用について、伊丹市立人権啓発センター条例第5条及び第7条、伊丹市立人権啓発センター条例施行規則第3条及び第11条によると、人権啓発センターを専用使用しようとする者は、使用日の3箇月前の日の属する月の初日から使用日の当日までに、専用使用許可申請書（以下「申請書」という。）を提出するとともに使用料を納付することと規定されています。</p> <p>令和2年4月から12月までの申請書と使用料の納付状況を確認したところ、使用者が使用日より後に申請書を提出するとともに使用料を納付している事例が2件、使用者が使用日までに申請書を提出しているものの、使用日より後に使用料を納付している事例が1件ありました。</p> <p>今後は、条例及び規則にのっとり、使用者から使用日当日までに、申請書を受理するとともに使用料を徴収するよう事務を改めてください。</p> <p><b>2 支出事務について</b></p> <p><b>(1) 人権啓発センター施設管理及び清掃委託業務について</b></p> <p>人権啓発センターは、人権センター・児童館及びふれあいセンター（ぎょうぎ温泉を含む）の両施設の管理及び清掃業務を委託していま</p>	<p>今後は、使用当日までの許可申請と、当該許可の際の使用料収納のチェックを徹底して、設置条例及び規則にのっとり、公平で適正な貸館事務を行ってまいります。</p> <p>本市が求める業務内容と受託者の作業内容にかい離が生じないように、仕様書の見直しを行います。</p>

## 監査結果に対する措置について

市民自治部 共生推進室 人権啓発センター

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>す。</p> <p>当該契約は、両施設それぞれの委託業務仕様書を作成しており、各々の仕様書において、清掃業務については「少なくとも2名の作業員が常駐して業務にあたる。」と規定しています。このことから、両施設で4名の清掃作業員が業務にあると解釈できますが、月間作業完了報告においては、両施設で2名の清掃作業員が常駐し、従事している状況で報告されていました。</p> <p>人権啓発センターによると、仕様書は施設ごとに作成されているものの、両施設は隣接しているため相互移動が可能であり、受託者側で雇用するスタッフの中で、仕様書の定める常駐人数を満たす体制で作業を行っているとのことでした。</p> <p>また、ふれあいセンターについては、仕様書に規定されている管理日報の提出を受けていませんでした。</p> <p>仕様書の内容と実態にかい離が生じていることは不適切であるため、契約内容と実態を精査し、委託業務が適正なものとなるように改めてください。</p>	<p>また、ふれあいセンターの管理日報については、適切な報告を求めてまいります。</p> <p>今後は、常に、契約内容を精査し、受託者にもその内容を十分に理解させた上で、契約内容どおりの円滑で適正な委託事務を進めてまいります。</p>
<p><b>3 財産管理について</b></p> <p><b>(1) 金庫の管理について</b></p> <p>人権啓発センターでは、公金ではないクラブ活動助成金を当該センターが管理している金庫内に保管していました。私的な現金を保管することは適切とは言えません。</p>	<p>今後は、公金の保管金庫には私金を入れないことを所属内で周知徹底し、適切な管理を行ってまいります。</p>

## 監査結果に対する措置について

市民自治部 共生推進室 人権啓発センター

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>公金の保管金庫に私金が混在しないように適切に管理をしてください。</p>	



( 公 印 省 略 )  
伊 交 交 都 第 1 2 6 号  
令 和 3 年 4 月 1 5 日  
(2021 年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 高塚 伴子 様

伊丹市長 藤原 保幸

### 監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

#### 記

1 監査の対象部局

都市交通部 交通政策室 都市安全企画課、交通政策課

2 措置を講じた部局

都市交通部 交通政策室 都市安全企画課

※ ただし、中心市街地駐車場、自転車駐車場に関することについては、令和 3 年 4 月 1 日付け所管替えにより措置は交通政策課

3 監査の種別

定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査）

4 監査の期間

令和 3 年(2021 年) 1 月 15 日～令和 3 年(2021 年) 3 月 24 日

5 措置の内容

別紙のとおり

## 監査結果に対する措置について

都市交通部 交通政策室 都市安全企画課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 財産管理について</p> <p>(1) 伊丹交通安全協議会の事務局の根拠について</p> <p>都市安全企画課は、伊丹交通安全協議会の事務局を担い、同課職員が会計事務を行っています。当協議会は、「秋の交通安全フェスタ in いたみ」を主催していますが、会則を策定していませんでした。そのため、同課が事務局を担う根拠が明確ではありませんでした。今後は、責任の所在を明らかにするためにも、同課が事務局を担う根拠を整理し、明確にしてください。</p>	<p>ご指摘の件につきまして、今後、関係機関と調整し同協議会の会則を策定するなど、都市安全企画課が事務局を担う根拠を明確にしていまいります。</p>

## 監査結果に対する措置について

都市交通部 交通政策室 交通政策課  
(旧 都市安全企画課所管分)

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p><b>1 財産管理について</b></p> <p><b>(1) 備品の管理について</b></p> <p>備品台帳に登録されている重要物品 14 件のうち、現物のないものが 1 件ありました。また、備品台帳への新規登録が漏れていた備品が、47 件ありました。</p> <p>これは、宮ノ前地区地下駐車場監視カメラ設備更新工事の際に、当該重要物品を廃棄し新しい備品に取り替えたところ、備品台帳上の手続が漏れていたことによるものでした。</p> <p>伊丹市会計規則第 106 条第 2 項には「物品管理者及び物品担当者は、物品の保管について、善良な管理者の注意を怠ってはならない」と規定されています。特に重要物品については、地方自治法第 233 条第 1 項及び地方自治法施行令第 166 条第 2 項により決算の添付書類である財産に関する調書に記載されるものです。</p> <p>速やかに廃棄手続を行い、取替後の備品についても正しく備品台帳に登録するとともに、今後は適切に備品の管理を行ってください。</p> <p><b>2 公の施設の指定管理について</b></p> <p><b>(1) 指定管理者からの年間事業報告について</b></p> <p>伊丹市自転車駐車場の管理に関する基本協定書第 28 条によると、指定管理者は、4 月 30 日までに年間事業報告書を提出し、市の確認を得なければならないと規定されています。</p> <p>しかし、平成 31 年度分について確認したところ、年間事業報告書は提出されていませんで</p>	<p>ご指摘の件については、速やかに廃棄手続を行い、取替後の備品についても正しく備品台帳に登録しました。今後は適切な備品の管理に努めます。</p> <p>ご指摘の件については、指定管理者に提出を求め、年間事業報告書を受理しました。今後は期限内提出を求め、適正な事務執行に努めます。</p>

監査結果に対する措置について

都市交通部 交通政策室 交通政策課

(旧 都市安全企画課所管分)

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>した。</p> <p>市は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、必要に応じ実地にて調査し、又は指示をすることが必要です。今後は期日内に年間事業報告書の提出を求め、適正に事務を行ってください。</p>	

(公 印 省 略)  
伊 教 委 人 第 2 7 号  
令 和 3 年 4 月 2 0 日  
(2021 年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 高塚 伴子 様

伊丹市教育長 木下 誠

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

教育委員会事務局 人権教育室 人権教育担当

2 措置を講じた部局

教育委員会事務局 人権教育室 人権教育担当

3 監査の種別

定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査）

4 監査の期間

令和 3 年(2021 年) 1 月 15 日～令和 3 年(2021 年) 3 月 24 日

5 措置の内容

別紙のとおり

## 監査結果に対する措置について

教育委員会事務局 人権教育室 人権教育担当

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p><b>1 財産管理について</b></p> <p><b>(1) 伊丹市人権・同和教育研究協議会の会計について</b></p> <p>伊丹市人権・同和教育研究協議会の事務局を人権教育担当が担い、職員が会計事務を行っています。令和2年4月から12月までの会計状況を確認したところ、次のとおり改善すべき点がありました。適正な会計事務となるように事務を改めてください。</p> <p>① 立替払について</p> <p>支出のうち3件に職員の私費による立替払がありました。立替払による支出は、事故やミスが生じるリスクが高く、公金については行うことができないものです。今後は、職員による立替払を行わなくて済むように支出手続を見直してください。</p> <p>② 簿外現金について</p> <p>当該協議会の現金については、現金出納簿を作成し金庫で管理していますが、調査日において、保管現金が現金出納簿の残額と一致していませんでした。この保管現金は、内容が不明確なため、簿外現金として保管されているものでした。現金の管理において、不明金が発生し、放置する状態は、会計処理として極めて不適正と言わざるを得ません。速やかに不明金の内容を確認し、簿外現金を保管しないように適切な会計処理を行ってください。</p> <p>③ 預金通帳と銀行印の保管について</p> <p>当該協議会の預金通帳と銀行印の一部が同じ場所で保管されていました。盗難等のリス</p>	<p>ご指摘の件については、以下のとおり、適正な会計事務となるよう事務を改めてまいります。</p> <p>① 今後、立替払を行わないよう、支出手続を見直してまいります。</p> <p>② 今回の不明金については、分担金の一部が未処理のままでしたので処理しました。今後、簿外現金が発生しないよう徹底してまいります。</p> <p>③ 預金通帳と銀行印の保管場所を別の場所とし、それぞれ施錠できるロッカー内で保管してまいります。</p>

## 監査結果に対する措置について

教育委員会事務局 人権教育室 人権教育担当

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>ク回避のため、各々を別の場所で保管してください。</p> <p><b>(2) 任意団体の市バス回数券の管理について</b></p> <p>人権教育担当は、事務局として伊丹市人権・同和教育研究協議会の市バス回数券を管理していますが、使用簿を作成していませんでした。任意団体の金券類については、特に団体の定めがない限り、公金に準じた管理を行うべきです。市バス回数券については、その使用状況を正しく記録し、保管枚数の確認を定期的に複数職員で行うことが必要です。今後は、使用簿を作成し、定期的に複数人で確認を行う体制を構築し、適切な管理を行ってください。</p>	<p>ご指摘の件については、取扱者欄・確認欄を設けた使用簿を作成しました。</p> <p>今後は定期的に複数人で確認を行い、適切な管理を行ってまいります。</p>